官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（総務二六五）　一
○保安林の指定をする件（農林水産一一六二～一一六七）　二
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一一六八）　三
○中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件（経済産業一一七）　三
○高速自動車国道に関する件（国土交通七六九）　三
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　宮内庁　三

〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）登録実施機関の登録事項の変更について（関東運輸局）　四
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配七二）　四
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同七三）　四
〔公　告〕
諸事項
官庁
職員の免職処分関係　四
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　四
会社その他　四

その他告示

○総務省告示第二百六十五号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務の変更を令和七年七月十四日付けで認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年七月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

変更認定に係る時刻認証業務の名称　セイコータイムスタンプサービス

変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　0dd6　e878　7c36　74fb　0613　7cd7　fbb3　44aa　f45f　8f3e

変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　fac1　3e18　8130　7cc4　fbdb　5e59　baa3　cb60　f5d1　4cd8　973b　4471　a2cd　bb46　abbc　29a4

変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　5668　79d3　5965　e013　d630　345e　b813　6e0c　2519　8b89

変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　e5e3　69b9　4495　94fc　7626　b2da　4e18　6796　a477　f32f　870a　1d31　d507　3444　dc8e　e63d

変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号　8040001079502

変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称　セイコーソリューションズ株式会社

変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記　Seiko Solutions Inc.

変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所　千葉県千葉市美浜区中瀬１－８

○農林水産省告示第千百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月二十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　徳島県美馬市木屋平字下名六の一、六の二、一九、一九の二、六三六、六四六、六四七、六六三、字川上一八の一、一九、二〇の一、二〇の二、二〇の五、二五の一、二五の二、二七の一、二七の五、三〇の二、三〇の三、三一の一、三一の二、六六三の一から六六三の三まで、六八四、六八四の二、六八四の三、六九二の一、六九二の二、字麻衣二一の二六から二一の三三まで、二一の三六、字太合三二の一、三六の一、四五の二、四六の一、四七の一、六三から六五まで、七五の一から七五の三まで、一〇〇の二、一二八、一三三の三、一六三、一六六、一六七、三〇一の一、六三一一の一、六三一一の三、六三一一の四、六三三一、七三六、七三七、七五〇、八五二の二、八五七、八五九、八八一、八九〇の一、字谷口一九七の一、三六一の一、三六二、三六三の一、三九八の一、三九八の二、四一八、四二一の一、四二二の二、四三八、四三九、字谷口カケ二八八の一、二八八の二、二八八の四、三〇七、三二六から三二八まで、三四六、三四七、字川上カケ三九一の二、四七一から四七三まで、四七四の一、字太合カケ四一三の三、四二五の一、四二六の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月二十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　徳島県名西郡神山町阿野字松尾一〇一の三九、一〇一の四一から一〇一の四五まで、七三七、七八六の三六から七八六の三八まで、七九二の一から七九二の四まで、七九二の七、七九二の八、七九二の一一、七九二の一三、七九二の一四、七九二の一四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字松尾一〇一の三九・一〇一の四一・一〇一の四二・七九二の一三・七九二の一四の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月二十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　愛知県豊田市北篠平町隠ケ洞七八〇の五六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月二十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡上北山村大字白川八八〇、八八二の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県庁及び上北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月二十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　富山県南砺市高草嶺字八束五九の一、六〇の一、六一、六二、利賀村百瀬川字東山一七三（次の図に示す部分に限る。）、一七九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月二十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　愛媛県西予市宇和町岩木三二六四、三二六六から三二七七まで、三二七八の一、三二七九から三二八二まで、三三二四、三三二六から三三二九まで、三三三一から三三五〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

○農林水産省告示第千百六十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、令和七年三月七日農林水産省告示第三百六十二号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだらオホーツク海南部、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年七月二十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年	すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年

３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　（略）

第二　すけとうだら日本海北部系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

20,840トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	7,042
（略）	（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
すけとうだら日本海北部系群沖合底びき網漁業	13,698
（略）	（略）

第三～第八　（略）

３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　（略）

第二　すけとうだら日本海北部系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

19,700トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	6,400
（略）	（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
すけとうだら日本海北部系群沖合底びき網漁業	13,200
（略）	（略）

第三～第八　（略）

○経済産業省告示第百十七号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

令和七年七月二十九日

経済産業大臣　武藤　容治

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請するとができる期間
5313	株式会社勝建設	鹿児島県鹿児島市新照院町十九番一号	令和七年四月二十八日から令和八年四月二十七日まで

○国土交通省告示第七百六十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月二十九日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東関東自動車道水戸線	鉾田市秋山字外カナクソ六八〇番四から同市当間字久保向二五二一番一まで	令和七年七月三十日六時

国会事項

衆議院

報告書受領

七月二十二日内閣から次の報告書を受領した。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告

参議院

辞令

（秘書課秘書主幹）参議院参事　内藤　一衛

秘書課副議長公邸長を命ずる

秘書課秘書主幹兼務を命ずる

（副議長秘書）同　外川　裕之

副議長秘書を解く（以上七月二十九日）

（副議長秘書）参議院参事　山田由美子

願により令和七年七月二十八日限り参事を免ずる（七月二十八日）

人事異動

内閣

○文部科学大臣臨時代理解職

国務大臣　中根　順子

（三原じゅん子）

文部科学大臣冏部俊子（あべ俊子）帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　武藤　容治

内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を免ずる

沖野　眞已

最高裁判所判事に任命する（以上七月二十四日）

宮　内　庁

（長官官房秘書課長）内閣府事務官　藤田　雅史
長官官房秘書課調査企画室長事務取扱を命ずる
（七月二十五日）

○官吏死亡
長官官房秘書課調査企画室長川路利治は、七月二十二日死亡（七月二十二日）

皇室事項

認証官任命式

七月二十四日午後五時、宮中において、最高裁判所判事沖野眞已の認証官任命式が行われた。

御祝電

天皇陛下は、大韓民国大統領李在明閣下の大統領就任につき、七月二十四日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、モルディブの独立記念日につき、七月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、ペルーの独立記念日につき、七月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、タイ国王陛下の御誕生日につき、七月二十五日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年７月29日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

道路の種類	路線名	区間
一般国道	171号	茨木市西豊川町1797番から箕面市小野原東一丁目108番12までの上下線

登録実施機関の登録事項の変更について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条の規定による届出があったので、同法第32条第２号の規定により、下記のとおり公示する。

令和７年７月29日

関東運輸局長　藤田　礼子

記

（単位地域の名称）
埼玉県Ａ
（登録実施機関の名称）
一般社団法人埼玉県乗用自動車協会
（登録実施機関の住所）
埼玉県さいたま市浦和区高砂３―10―４　八千代ビル１階
（変更前の登録実施機関の代表者名）
小谷　彰治
（変更後の登録実施機関の代表者名）
三上　秀樹
（登録事務等を行う事務所の名称）
一般社団法人埼玉県乗用自動車協会
（登録事務等を行う事務所の所在地）
埼玉県さいたま市浦和区高砂３―10―４　八千代ビル１階
（登録番号）
さいたま―２号
（変更年月日）
令和７年６月18日

（単位地域の名称）
埼玉県Ｂ
（登録実施機関の名称）
一般社団法人埼玉県乗用自動車協会
（登録実施機関の住所）
埼玉県さいたま市浦和区高砂３―10―４　八千代ビル１階
（変更前の登録実施機関の代表者名）
小谷　彰治
（変更後の登録実施機関の代表者名）
三上　秀樹
（登録事務等を行う事務所の名称）
一般社団法人埼玉県乗用自動車協会
（登録事務等を行う事務所の所在地）
埼玉県さいたま市浦和区高砂３―10―４　八千代ビル１階
（登録番号）
埼玉県Ｂ―１号
（変更年月日）
令和７年６月18日

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条の規定による届出があったので、同法第32条第２号の規定により、下記のとおり公示する。

令和７年７月29日

関東運輸局長　藤田　礼子

記

（単位地域の名称）
茨城県
（登録実施機関の名称）
一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会
（登録実施機関の住所）
茨城県水戸市見川町2440―１
（変更前の登録実施機関の代表者名）
出野　清秀
（変更後の登録実施機関の代表者名）
塚本　一也
（登録事務等を行う事務所の名称）
茨城県タクシー運転者登録センター
（登録事務等を行う事務所の所在地）
茨城県水戸市見川町2440―１
（登録番号）
茨城県―１号
（変更年月日）
令和７年６月20日

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条の規定による届出があったので、同法第32条第２号の規定により、下記のとおり公示する。

令和７年７月29日

関東運輸局長　藤田　礼子

記

（単位地域の名称）
神奈川県Ａ
（登録実施機関の名称）
一般財団法人神奈川タクシーセンター
（登録実施機関の住所）
神奈川県横浜市中区日ノ出町２丁目130番地
（変更前の登録実施機関の代表者名）
野並　直文
（変更後の登録実施機関の代表者名）
原　　信造
（登録事務等を行う事務所の名称）
一般財団法人神奈川タクシーセンター
（登録事務等を行う事務所の所在地）
神奈川県横浜市中区日ノ出町２丁目130番地
（登録番号）
神奈川Ａ―１号
（変更年月日）
令和７年６月26日

（単位地域の名称）
神奈川県Ｂ
（登録実施機関の名称）
一般財団法人神奈川タクシーセンター
（登録実施機関の住所）
神奈川県横浜市中区日ノ出町２丁目130番地
（変更前の登録実施機関の代表者名）
野並　直文
（変更後の登録実施機関の代表者名）
原　　信造
（登録事務等を行う事務所の名称）
一般財団法人神奈川タクシーセンター
（登録事務等を行う事務所の所在地）
神奈川県横浜市中区日ノ出町２丁目130番地
（登録番号）
神奈川Ｂ―１号
（変更年月日）
令和７年６月26日

公　告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

小規模個人再生による再生手続開始

書面による計算報告

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

会社その他の公告

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十二月十三日
掲載頁　五十九頁（号外第二八九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十二月十三日
掲載頁　五十七頁（号外第二八九号）
令和七年七月二十九日

北海道帯広市西八条南十八丁目三番地四
（甲）株式会社ファームノートホールディングス
代表取締役　小林　晋也
北海道帯広市西八条南十八丁目三番地四
（乙）株式会社ファームノート
代表取締役　小林　晋也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十二日
掲載頁　六十二頁（号外第一三〇号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十二日
掲載頁　五十六頁（号外第一三〇号）
令和七年七月二十九日

岩手県盛岡市東安庭二丁目一番三〇号
（甲）株式会社ベルジョイス
代表取締役　澤田　司
岩手県遠野市松崎町白岩字地森三二番地一
（乙）株式会社みずかみ
代表取締役　澤田　司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年一月二十三日
掲載頁　七十一頁（号外第十三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年一月二十三日
掲載頁　七十四頁（号外第十三号）
令和七年七月二十九日

栃木県日光市土沢一八五二番地一
（甲）株式会社ヨックモッククレア
代表取締役　藤縄　武士
神奈川県厚木市温水一九二九番一
（乙）株式会社クローバー
代表取締役　藤縄　武士

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）確定した最終事業年度はありません。
令和七年七月二十九日

東京都渋谷区代々木一丁目三八番二号
（甲）株式会社ベビーカレンダー
代表取締役　安田　啓司
東京都港区南青山二―二九―八
（乙）株式会社ゆい
代表取締役　安田　啓司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月八日
掲載頁　二頁
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月三日
掲載頁　四十三頁（号外第一五二号）
令和七年七月二十九日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号
（甲）株式会社トラストバンク
代表取締役　福留　大士
東京都品川区上大崎三丁目一番一号
（乙）株式会社Ｏｒｂ
代表取締役　岡部　正寛

合併公告

左記会社は、新設合併により新設する株式会社三協食鳥（住所神戸市西区平野町中津字北川五八九番地の一〇）に対していずれもその権利義務全部を承継させ、甲、乙、丙、丁、戊及び己は解散することにいたしました。

各社の株主総会の承認決議は令和七年七月十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）計算書類の公告義務はありません。
（乙）（丙）（丁）（戊）（己）
https://sankyo-s.jp/
令和七年七月二十九日

岡山県津山市河辺一一〇二番地の一
（甲）有限会社三協食鳥
代表取締役　美土路昌作
京都市南区上鳥羽南島田町七二番地
（乙）株式会社京都三協食鳥
代表取締役　美土路昌作
神戸市西区平野町中津字北川五八九番地の一〇
（丙）株式会社サンショク
代表取締役　小椋　義昭
岡山県津山市河辺一一〇二番地の一
（丁）式会社ナチュラルノーサン
代表取締役　美土路昌作
兵庫県姫路市網干区興浜二〇九三番地の一三三
（戊）株式会社プーレまつもと
代表取締役　小椋　義昭
岡山市南区山田一〇〇一番地三
（己）株式会社せとうち三協食鳥
代表取締役　美土路昌作

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の鹿沼給油所事業及び鹿沼給油所に併設されるコンビニエンスストア運営事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　千葉日報
掲載の日付　令和七年七月十六日
掲載頁　十七頁
令和七年七月二十九日

栃木県鹿沼市上殿町一〇〇二番地一
（甲）スミスケ株式会社
代表取締役　荒井　晴正
栃木県矢板市針生七一番地三
（乙）株式会社スミスケ
代表取締役　荒井　晴正

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む一切の事業（但し、家電量販支援事業を除く。）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.hitocom-hd.com/ja/ir/bc/publicinfo.html

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十五日

掲載頁　八十九頁（号外第一六二号）

令和七年七月二十九日

東京都豊島区東池袋一丁目九番六号

（甲）株式会社ヒト・コミュニケーションズ　代表取締役　安井　豊明

名古屋市中村区名駅四丁目一七番三号

（乙）株式会社ＷＳＳ

代表取締役　白井　高志

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙にＯｒｄｅｒｌｙ関連事業に関する権利義務を、乙は丙にサイネージ及びプロモーション事業に関する権利義務をそれぞれ承継させて、乙、丙はそれらを承継することにいたしました。

これらの会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年二月七日

掲載頁　四頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年二月七日

掲載頁　五頁

（丙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月二十九日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号

（甲）ＷａｎｎａＥａｔ株式会社

代表取締役社長　山本　里美（長澤里美）

東京都品川区上大崎三丁目一番一号

（乙）株式会社ＵＳＥＮ

代表取締役社長　貴船　靖彦

東京都品川区上大崎三丁目一番一号

（丙）株式会社ＵＳＥＮ　ＭＥＤＩＡ　ＰＲＯＭＯＴＩＯＮ

代表取締役社長　伊藤　直嗣

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が経営する不動産賃貸事業の一切に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況はいずれも次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十一日

掲載頁　八十七頁（号外第一六〇号）

令和七年七月二十九日

広島県福山市引野町四丁目一番八号

（甲）ＳＲホールディングス株式会社

代表取締役　荒木　栄作

広島県福山市引野町四丁目一番八号

（乙）株式会社ショウリク

代表取締役　荒木　信子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のパチンコ事業及び収益不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月二十三日

掲載頁　六頁

令和七年七月二十九日

愛媛県新居浜市船木甲四五八九番地

（甲）株式会社コロンボ

代表取締役　村上　充

愛媛県新居浜市船木甲四五八九番地

（乙）南国産業株式会社

代表取締役　加藤　康洋

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社おおすか（住所名古屋市中区正木二丁目一〇番一四号）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　千葉日報

掲載の日付　令和七年七月十七日

掲載頁　十七頁

令和七年七月二十九日

名古屋市中区正木二丁目一〇番一四号

大須賀木材株式会社

代表取締役　大須賀丈人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十九日

東京都目黒区上目黒三丁目一番一〇号ヴェルデナポリ二〇三

合同会社ＢＡＳＥ

代表社員　内田　拓也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十九日

東京都目黒区下目黒一丁目一番一四号コノトラビル七Ｆ

合同会社Ｃｏｍｆｉｒｅｓｔ

代表社員　鈴木　優弥

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十九日

東京都中央区築地二丁目一五番一五―一〇一〇号

合同会社ＳＴＡＲ　ＣＯＵＮＴＲＹ

代表社員　國久奈津美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十九日

東京都中野区弥生町一丁目一二番七号メゾン・ド・エテール三〇三

合同会社演武

代表社員　ロ・ミン・ヤン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十九日

神奈川県大和市中央林間三丁目二六番二六号

合同会社ビジョンエイト

代表社員　上野　憲二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十九日

神奈川県横須賀市秋谷五二一六番地一

プレミアムロジック合同会社

代表社員　新田　由香

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社エヌユーとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十九日

愛知県名古屋市昭和区丸屋町四―三一―一

ウィルハウス桜山一Ｆ　合同会社エヌユー

代表社員　林　恭平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十九日

大阪府豊中市新千里東町一丁目二番三号

合同会社Ｏｃｔｏ

代表社員　森本　祐一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十九日

大阪府豊中市新千里東町一丁目二番三号

合同会社Ｑｕｏｎ

代表社員　森本　祐一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十九日

兵庫県宝塚市宮の町三番一四号カレント宝塚一Ｆ

合同会社ユニバーサルカレントジャパン

代表社員　矢持　光雲

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十九日

福岡市南区五十川二―二三―一六

合同会社マルシン

代表社員　大賀慎太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金十五億三千六百九十七万六千五百円減少し金四千万円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年九月一日であり、株主総会の承認決議は、令和七年六月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年七月二十九日

東京都豊島区池袋二丁目四三番一号

株式会社くすりの窓口

代表取締役　堤　幸治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千八百十七万三千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年十二月十八日

掲載頁　十頁

令和七年七月二十九日

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号

Ｓｐａｃｅ　ＢＤ株式会社

代表取締役　永崎　将利

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億百五十万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月二十九日

東京都千代田区大手町二丁目三番一号大手町プレイスウエストタワー二四階

株式会社ＪＳＳ０２

代表取締役　俵　志郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万三百円減少して五千万円とし、減少する資本金の全額を資本準備金とすることにいたしました。また、令和七年七月二十九日から令和七年八月三十一日までの日を払込期日又は払込期間とする株式の発行があった場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://idearecord.co.jp/

令和七年七月二十九日

東京都新宿区西新宿七―八―一〇オークラヤビル六階　株式会社イデア・レコード

代表取締役　柏田　康雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　一三五頁（号外第一四八号）

令和七年七月二十九日

東京都千代田区丸の内二丁目二番一号

株式会社東京電力タイムレスキャピタルＳＰＣ第４号　代表取締役　兵頭　賢

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十八億七八五四万七六〇四円減少し三億円とすることにいたしました。減少する二十八億七八五四万七六〇四円は、全額をその他資本剰余金に振り替えることにいたします。

効力発生日は令和七年九月五日であり、株主総会の決議は、令和七年七月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年七月二十九日

東京都品川区西五反田八丁目四番一三号

ＢＥＥＮＯＳ株式会社

代表取締役　直井　聖太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百五十万円減少し二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお当社は計算書類の広告義務はありません。

令和七年七月二十九日

長野県上田市下之郷乙五六〇番地一

合同会社シルバードリーム

代表社員　寺島　夢二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月二十九日

大阪市北区西天満五丁目八番一二号四Ｆ一号室

株式会社リブシード

代表取締役　浅浦　哲夫

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により資本準備金の額が一億八百九十九万六千二百九円になることを条件として、資本準備金の額を一億八百九十九万六千二百九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二一二頁（号外第一六九号）

令和七年七月二十九日

神奈川県川崎市多摩区菅北浦五丁目七番二六号

株式会社トミーズエンゼル

代表取締役　山崎　幸男

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年八月一日効力発生日とするマイコック産業株式会社との株式交換により増加する資本準備金の額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月二十九日

石川県白山市倉部町二〇一六番地

ＭＹＣＯＯＫホールディングス株式会社

代表取締役　経塚　陽一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十六億七百四十万円、資本準備金の額を三十六億七百四十万円減少し、それぞれ一億円、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年二月二十六日

掲載頁　九十九頁（号外第三十七号）

令和七年七月二十九日

東京都港区浜松町二丁目四番一号世界貿易センタービル南館

ＯＰＩメディカルホールディングス株式会社

代表取締役　三宅　誠一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千五百万円、資本準備金の額を三千百二十五万九百三十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十八日

掲載頁　一三〇頁（号外第一一七号）

令和七年七月二十九日

東京都港区北青山一丁目二番三号

ＢＧＯリアルエステート・アドヴァイザーズ株式会社

代表取締役　岡本　浩和

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百五十二億三百九十九万三千四百五円、資本準備金の額を六十四億三千三百七十八万六千九百六十四円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月三十一日であり、株主総会の決議は令和七年六月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

令和七年七月二十九日

東京都新宿区西新宿八丁目一七番一号

ＲＩＺＡＰグループ株式会社

代表取締役　瀬戸　健

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十九億三千七百九十万八千百四十一円、資本準備金の額を十八億七千五十九万三千百四十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年七月二十九日

東京都中央区日本橋箱崎町三〇番一号

株式会社ベルセウスプロテオミクス

代表取締役　横川　拓哉

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円、資本準備金の額を一千万円減少し、それぞれ九千五百万円、九千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月二十九日

東京都新宿区市谷仲之町三番一七号アークレジデンス市谷仲之町一〇一

株式会社ＧＷＡ

代表取締役　小林　英輔

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千五百六十九万二千百三十三円、資本準備金の額を三億七千五百六十九万二千百三十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　宮古毎日新聞

掲載の日付　令和七年七月十七日

掲載頁　八頁

令和七年七月二十九日

神奈川県横須賀市内川二丁目五番五〇号

株式会社リフレックス

代表取締役　本田　雅昭

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千八百四十三万三千三百十三円、資本準備金の額を一千八百四十三万三千三百十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　宮古毎日新聞

掲載の日付　令和七年七月十七日

掲載頁　八頁

令和七年七月二十九日

神奈川県横須賀市内川二丁目五番五〇号

株式会社アール・アール・シー

代表取締役　本田　雅昭

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六十七億五千七百七万八千六百八円、資本準備金の額を三十八億五千七百七十六万九千二百八十円減少し、それぞれ一億円とすることにいたしました。

なお、資本金及び資本準備金の額の減少は、第三者割当の方法による当社普通株式及び当社Ａ種種類株式の発行により、資本金の額が六十八億五千七百七万八千六百八円、資本準備金の額が三十九億五千七百七十六万九千二百八十円となることを条件といたします。

株主総会の決議は、令和七年八月十九日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年七月二十九日

大阪府大阪市中央区瓦町三丁目五番七号

株式会社アドバンスクリエイト

代表取締役　濱田　佳治

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年八月二十四日を基準日と定め、同日〇時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年八月二十九日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年七月二十九日

福岡県福岡市博多区千代四丁目一一―二九県庁前シティピアエクセル30　二〇一号

福岡エナジー株式会社

代表取締役　谷木　一孝

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年八月十八日を基準日と定め、同日十時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年七月二十九日

福岡市南区野間四丁目一八番一九―一Ｆ

米田建築工房株式会社

代表取締役　米田　竜治

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月二十九日

茨城県つくば市蓮沼一三二二番地一

株式会社デジタル印刷

代表取締役　山口　常男

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月二十九日

東京都中央区日本橋兜町一二番七号

株式会社セントラルラボラトリー

代表取締役　中島　興治

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月二十九日

東京都中央区日本橋兜町八番八号

新日本総業株式会社

代表取締役　中島伊代子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月二十九日

島根県浜田市下府町二一六―四

第一明治工業株式会社

代表取締役　西峯　邦子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月二十九日

岡山市北区新屋敷町二丁目二番二九号

柴坂電機株式会社

代表取締役　眞木　秀憲

株式等売渡請求につき株券等提出公告

当社の特別支配株主である藤井彰人より株式等売渡請求があり、当社はそれを承認いたしましたので、売渡請求の対象となる当社の株券（新株予約権証券、新株予約権付社債券を含む）を所有する方は、株券提出日である令和七年八月三十一日までに当社にご提出下さい。

令和七年七月二十九日

岡山市南区新保一一三二番地五

株式会社岡山冠婚葬祭互助会

代表取締役　藤井　彰人

株式等売渡請求につき通知公告

当社の特別支配株主より、株式売渡請求があり、当社はその旨を承認いたしましたので、公告します。

一、特別支配株主の氏名又は名称及び住所　藤井彰人（住所、岡山市北区田町二丁目四番一号）

一、売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額又はその算定方法（以下「株式売渡対価」）及びその割当てに関する事項　特別支配株主は、売渡株主に対し、株式売渡対価として、その有する売渡株式一株につき四百円の割合をもって金銭を割当交付します。

一、売渡株式の取得日　令和七年八月三十一日

一、株式売渡請求に係るその他の取引条件　なし

令和七年七月二十九日

岡山市南区新保一一三二番地五

株式会社岡山冠婚葬祭互助会

代表取締役　藤井　彰人

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である水谷ゆりが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十九日

千葉県船橋市湊町一丁目二一番二〇号四Ｆ

大連集成電路設計産業基地管理有限公司

日本における代表者　水谷　ゆり

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である大久保伸夫ならびに郷田英仁が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十九日

東京都千代田区丸の内三丁目三番一号新東京ビル

Deloitte Asia Pacific Services Limited

日本における代表者　大久保伸夫

重要な信託の変更に関する公告

一　当行は、財形業務取扱終了に伴い、左記二記載の信託について、重要な変更を行います。

二　変更対象となる信託　当行を受託者とし、以下の規定に係る信託全て

・財産形成信託取扱規定

・財産形成年金信託取扱規定

・財産形成住宅信託取扱規定

三　変更内容　各規定の前文に、以下の文言を追加します。

「本規定は二〇二五年十二月末をもって廃止するものとし、以降は指定金銭信託約款のみを適用するものとします。」

四　変更の効力発生日　令和七年十二月三十一日

令和七年七月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

みずほ信託銀行株式会社

取締役社長　笹田　賢一

任意清算公告

当法人は、令和七年七月七日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十九日

大阪市北区梅田一丁目一二番一二号東京建物梅田ビル七階

けやき税理士法人

代表社員　田中　英雄

出資一口の金額の減少公告

当組合は、令和七年七月二十二日開催の臨時総会の決議により、出資一口の金額二十万円を一万円に減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

令和七年七月二十九日

栃木県栃木市大平町横堀二五

関東ドゥエリング事業協同組合

代表理事　小川誠一郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十三億円減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000978/e38w/

令和七年七月二十九日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

富士特定目的会社

取締役　稲田　秀

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九億千九百九十五万千二百三十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0050/index.html

令和七年七月二十九日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内

Ｄｉｓｃｏｖｅｒｙ特定目的会社

取締役　滝澤　弘子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金六億八千百五十七万千九十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年四月十六日付官報の号外第八十六号五十五頁に掲載されているとおりです。

令和七年七月二十九日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一一階

Kitasando Development特定目的会社

取締役　小澤　徹

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資七万六千二百九十九口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年九月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年七月二十九日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一一階

Kitasando Development特定目的会社

取締役　小澤　徹

取消公告

令和七年五月二十二日掲載の組織変更公告は取消します。

令和七年七月二十九日

東京都台東区日本堤二丁目一二番三号

Ｐ２Ｐ合同会社

代表社員　玉井　淳平

取消公告

令和七年六月二十七日掲載の吸収分割公告は、取消します。

令和七年七月二十九日

兵庫県加古川市平岡町土山三二五番地の一

（甲）ツービー商事株式会社

代表取締役　浦田　勝仁

兵庫県加古川市平岡町土山三二五番地の一

（乙）戸部商事株式会社

代表取締役　浦田　勝仁